

お客さま 各位

代金取立手数料の改定について

平素は広島信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、令和4年11月に電子交換所が設立されることに伴い、手形・小切手の交換方法等が変更となることから、下記のとおり、代金取立手数料を改定させていただきます。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 代金取立手数料の改定について

(1) 改定日

令和4年11月1日（火）受付分より、改定させていただきます。

(2) 代金取立手数料の改定内容（1通につき）

（消費税込）

現 状			改定後			現状比
広島県内手形 交換所内	自店宛	0円	電子交換	自店宛（注）	440円	+440円
	本支店宛	440円		本支店宛	440円	±0円
	他行宛	440円		他行宛	660円	+220円
上記手形 交換所以外	他行宛普通扱い	880円	個別取立※	他行宛普通扱い	880円	±0円
	他行宛至急扱い	1,100円		他行宛至急扱い	1,100円	±0円

※ 個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立の場合など、郵送で取立を行うものです。

（注）割引手形・譲渡担保手形については、1通につき220円から440円へ改定させていただきます。

2. 電子交換所について

電子交換所についての詳細は、別紙をご参照ください。

3. 本件に関するお問い合わせ

詳しくは、当金庫窓口までお問い合わせください。

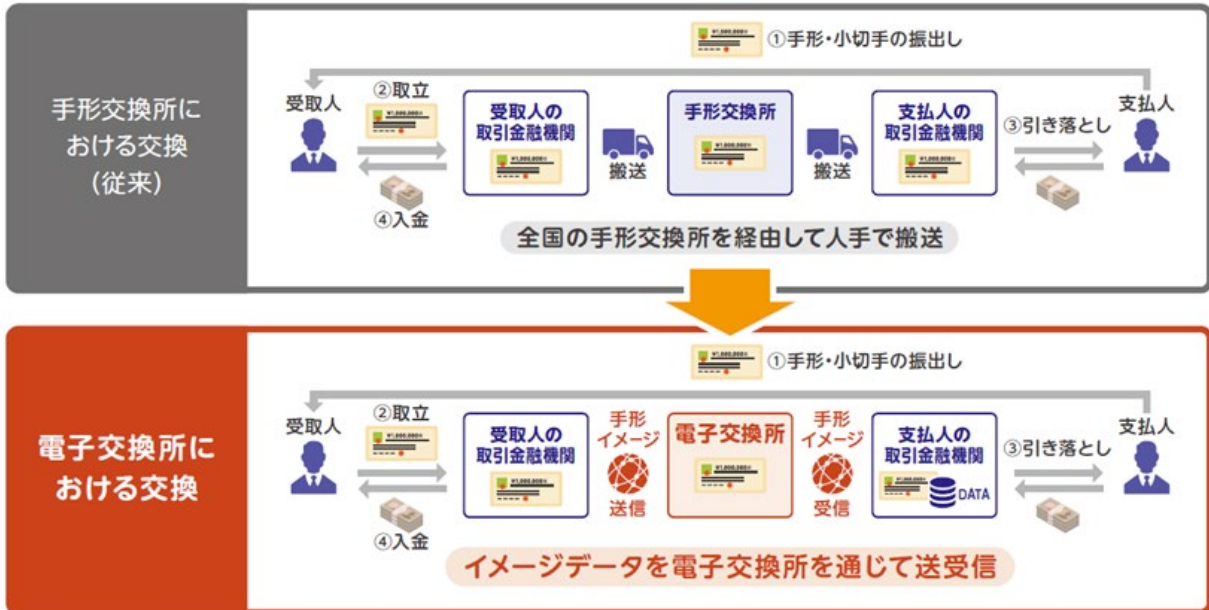
以 上

電子交換所について

1. 概要

従来、人手を介して搬送していた手形・小切手は、「電子交換所」設立以降、原則すべての手形・小切手が電子データで金融機関間の交換を行う電子交換所の取扱いに変更されます。

電子交換所の設立に伴い、全国各地の手形交換所は廃止することとなります。



(一般社団法人全国銀行協会作成『手形の交換方法を電子化する「電子交換所」設立のご案内』より抜粋)

- 2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」を受け、全国銀行協会では「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とした自主行動計画が策定されました。
- これを受け、当金庫においても、電子交換所への移行対応を含め、電子化を進めてまいります。

2. お客さまのお手続き方法

お客さまのお手続き方法に変更はなく、従来どおり手形・小切手をお持込みいただけます。

※ すでにお持ちの手形・小切手も引き続きご利用可能です。

3. 手形等への記入注意事項

電子交換所への移行後は、次の取扱いが**禁止事項**となりますのでご注意ください。

- 手形券面へのメモ書き
- 金額欄への捺印
- 崩し文字（必ず楷書で記入ください）

以上